

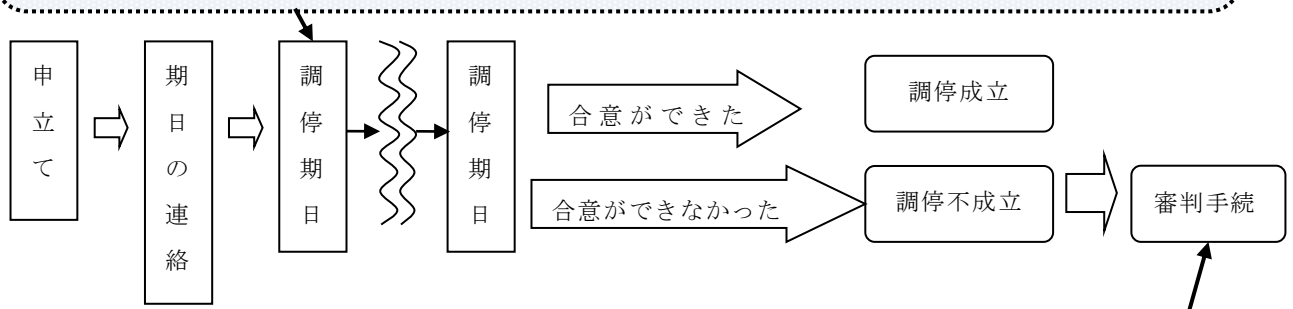
<遺産分割調停を申し立てる方へ>

1 概要

亡くなられた方(被相続人)の遺産の分け方について相続人間で話し合いがつかない場合には、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てることができます。この調停では、申立人となっていない相続人全員を相手方としなければなりません。

調停手続では、調停委員会が、申立人(あなた)及び相手方(ら)から事情を聴いたり、資料を提出していただいたりして、遺産として分けるべき財産を確定し、その評価額を定めた上で、分割の割合や方法などについての希望を聴き、解決のための必要な助言を行いながら、合意を目指して話し合いを進めます。調停手続の流れは、下図のとおりです。

調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です(進行によっては更に長くなる場合もあります)。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話を聴きながら、話し合いを進めていきます。



話し合いがまとまらず調停が不成立となった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が、遺産と確定された財産について、その評価額を基に、財産の種類及び性質その他一切の事情を考慮して、分割の審判をすることになります。

2 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所

(千葉市全区、市原市、習志野市、八千代市の場合は千葉家庭裁判所)

※ただし、相手方全員との間で担当する家庭裁判所について合意ができており、**管轄合意書**を申立書とともに提出された場合には、その家庭裁判所でも対応することができます。

3 申立てに必要な費用

- 収入印紙：1200円(被相続人1名につき)
- 連絡用郵便切手：1090円(申立人及び相手方が1名ずつの場合)
(内訳：140円×1枚、84円×10枚、10円×10枚、1円×10枚)
* 当事者が1名増すごとに140円×1枚、100円×2枚、84円×3枚、10円×2枚の合計612円分を追加してください。

4 必要書類

- 申立書** (申立書1通及びその写しを相手方の人数分) ※当事者目録、遺産目録を含みます。
申立書は、法律の定めにより相手方全員に送付しますので、裁判所用、相手方用(全員分)、申立人用の控えを作成してください(申立書には、相手方に開示できない住所を記載しないでください)。
- 事情説明書**
- 連絡先等の届出書**
- 進行に関する照会回答書**
- 戸籍謄本(全部事項証明書・除籍謄本・改製原戸籍謄本)等**

【共通】・【相続人が被相続人の(配偶者と)子・孫等(第一順位相続人)の場合】

- 1 被相続人の出生時から死亡時までの連続した全ての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本
- 2 被相続人の戸籍附票(又は住民票除票)
- 3 相続人全員の戸籍謄本及び戸籍附票(又は住民票)
- 4 被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している方がいる場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までの連続した全ての戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本

【相続人が、被相続人の(配偶者と)父母・祖父母等(直系尊属)(第二順位相続人)の場合】

上記1～4に加え、

- 5 被相続人の直系尊属に死亡している方(相続人と同じ代及び下の代に限る)がいる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本

【相続人が、①被相続人の(配偶者と)兄弟姉妹及びその代襲者(おいめい)(第三順位相続人)の場合、②被相続人の配偶者のみの場合】

上記1～4に加え、

- 5 被相続人の父母の出生時(被相続人の父方祖父母及び母方祖父母の除籍謄本等)から死亡時までの連続した全ての戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本
- 6 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本
- 7 被相続人の兄弟姉妹に死亡している方がいる場合、その兄弟姉妹の出生から死亡までの全ての戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本
- 8 代襲者としてのおいめいに死亡している方がいる場合、そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本

不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書(遺産に不動産があるとき)

遺言書の写し、遺産分割協議書の写し(作成されているとき)

遺産に属する物又は権利に関する資料の写し(コピー)

【例：相続税申告書、残高証明書・証書・預貯金の通帳、有価証券・投資信託に関する取引口座の残高報告書、不動産評価額の査定書など、遺産の内容や評価額が分かるもの】

※ 戸籍謄本等の証明書類は、3か月以内に発行されたものを提出してください。(除籍・改製原戸籍を除く)

※ 住民票については、マイナンバー(個人番号)の記載がないものを提出してください。

※ 事案に応じて、上記以外の書類等を提出していただくことがあります。

5 提出方法

遺産分割調停は、当事者全員が遺産の内容等を把握した上で話し合いを進める手続ですので、書類等を提出する場合には、裁判所提出分1通と相手方の人数分のコピー(例：相手方5名の場合、裁判所分も含め合計6通)を提出し、調停期日には、ご自身用の控えと資料の原物があればご持参ください。

マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面をステープラー(ホチキスなど)でとめて、一体として提出してください。相手方にその書面等を交付するか否かについては、裁判官が判断することになります。

6 提出された書類等の閲覧・謄写(コピー)について

相手方から閲覧・謄写(コピー)の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では許可されなかったものであっても、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

申立書や答弁書の「住所」の記載について

千葉家庭裁判所

申立書や答弁書に記載すべき「住所」とは

「生活の本拠」のことを指し、氏名と相まってあなたを特定するとともに、審理を行う管轄裁判所を定める基準のひとつとなります。

現在生活している場所が一時的な滞在場所に過ぎない場合や、生活している場所が複数存在する場合などは、具体的な生活実態等を踏まえて、あなたが「生活の本拠」に該当すると思われる場所を記載してください。もっとも、そのように記載された住所であっても、裁判官の判断により「生活の本拠」と認められない場合があります。

名所旧跡など「生活の本拠」とはおおよそ考えられない場所を記載することはできません。

ただし、あなたやあなたのご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある場合、**申立書等**には、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができます（もっとも、裁判官から、現在の住所の申告を求められることがあります。）。

上記太字の場合、以下に説明する申立書や答弁書の非開示希望や当事者間秘匿の手続は不要です。

現在の住所を記載しなければならない場合に、その住所を相手に知られたくないときは以下の2つの手続の利用を御検討ください。



非開示希望

住所やその他の情報が相手に知られることで、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められる場合に、相手からの閲覧謄写申請に備えて、**事前に、あなたの希望を申し出る手続**です。

●住所について非開示希望が認められても、調停成立や審判のときには、調停調書等に記載する住所の申告が必要です。その場合、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができますが、裁判官から、現在の住所の申告を求められる場合があります。

●**非開示希望の手続は、申立書や答弁書以外の資料等に含まれる住所以外の情報についても利用できません（あなたの勤務先やお子さんの学校名など）。**

●**非開示希望を申し出るには、非開示の希望に関する申出書を提出してください。**

●裏付け資料の提出は原則として必要ありません。手数料等の負担はありません。

当事者間秘匿

あなたを特定する情報（あなたの氏名、本籍、住所等）が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがあるとき、**申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続**です。

●申立てには以下の①～④の提出が必要です。

- ① 秘匿決定の申立書
- ② 秘匿事項届出書面
- ③ あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれについての裏付け資料
- ④ 申立手数料等 収入印紙500円

郵便切手はお問い合わせください。

●申立てが認められた場合、
・申立書等に「代替氏名A」「代替住所A」などと記載することができます。

・相手が取消しの申立てなどをすることがあります。

●申立てが却下された場合、
・申立人は、不服申立て（即時抗告）ができません（申立手数料等が別途必要です。）。



どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。

2つの手続の適用場面やメリット・デメリットを踏まえて、自分にあった手続を自分で選ぶんですね。

調停・審判手続において提出する書類について

千葉家庭裁判所

調停・審判手続では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停では調停委員会の指示に、審判では裁判官の指示に従って提出してください。

資料等を提出するときの留意点

- 書類には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることを書かないでください。
- 相手に知られたくない情報が資料に含まれている場合、裁判所に見せる必要がないと思われる部分（例：源泉徴収票の住所、マイナンバー等）に、マスキング（黒塗り）をして、その部分が見えないようにしてから提出してください。
- 相手には知られたくないが、裁判所には見せる必要がある情報が記載された資料等については、非開示希望の手続をしてください。
- 調停手続では、裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日には、ご自身用の控えを持参してください（提出する書類を相手に見せる必要がある場合は、相手用及び裁判所用として、相手の人数+1通のコピーを提出してください。）。
- 審判手続では、提出された書類は、原則として、相手にも交付します。相手の人数+1通（裁判所用）のコピーを提出してください。

重要

あなたの大切な情報は、あなた自身の手でしっかりと守ってください。

裁判所は、あなたが提出する書面等に、知られたくない情報が含まれているかを把握することはできません。相手に知られたくない情報がマスキングされることなく、非開示希望の手続もされずに提出されると、その情報が相手に伝わってしまい、重大な事故が発生してしまうことがあります。

裁判所の手続では、自分の情報は、自分でしっかり管理する必要があるんですね！



書類等の閲覧・謄写（相手が見たり、コピーしたりすること）について

- 申立書は、法律の定めにより、原則として相手方に送付されます。
- 手続の相手は、あなたが裁判所に提出した書類等の閲覧・謄写申請をすることができます。
- 調停手続では、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮し、閲覧・謄写申請が相当と認められる場合には許可することがあります。
- 審判手続では、あなたが提出した書類等が審判の資料とされた場合において、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められない限り、相手からの閲覧・謄写申請があったときは、許可されます。

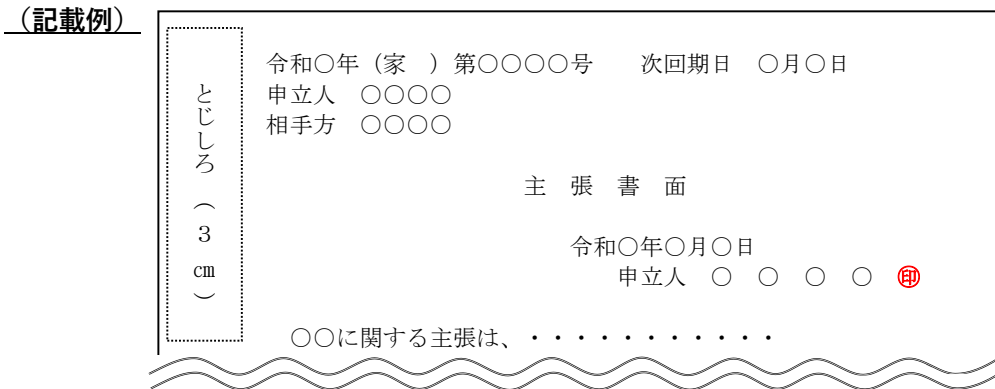
(主張書面及び証拠資料の提出について)

1 主張書面 (あなたの言い分や反論等を記載する書面) について

裁判官から「〇〇について記載してください」という指示があった場合は、そのことを中心にA4サイズの用紙(たて向き)に記載してください。

主張書面には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることは書かないでください。

秘匿決定がされた場合は、住所や氏名に代えて、代替住所や代替氏名を記載すれば、真実の住所や氏名を記載したものとみなされます(代替氏名の場合は押印不要)。



2 資料 (あなたの言い分を裏付ける書類) の提出について

- ・ A4サイズの用紙に、原寸大でコピーしてください(上記1と同様に、用紙の左側に3cm程度のとじしろ(余白)を空けてください。)
- ・ 資料の原本は、調停期日又は審判期日に持参してください。
- ・ 相手に知られたくない情報やそのことを推測させる情報は書かないでください。それらの情報がある場合は、マスキング(黒塗り)をしてください。
※ 原本に黒塗りしてしまうと、後でその部分の情報がわからなくなってしまいます。コピーに黒塗りをしただけでは隠した部分が裏側から透けて見えてしまう場合があります。コピーに黒塗りし、さらにコピーするといった工夫が考えられます。
- ・ 個人番号(マイナンバー)も、マスキング(黒塗り)をしてください(家庭裁判所では、マイナンバーが必要な手続はありません。マイナンバーが含まれる書類は、返却の上、再提出をお願いすることがあります。)
- ・ 後日、裁判官から、資料の内容を説明する書面の提出を求められる場合があります。

※ マスキングのやり方(例) - 相手に自分の住所を秘匿している場合

※以下のような書類については、特に**注意**してください。

- ◎収入関係書類(住所・勤務先・マイナンバー等)
 - ・源泉徴収票・給与明細書
 - ・確定申告書(写し)
 - ・(非)課税証明書など
- ◎診断書(通院先の病院)
- ◎通知表(通学する学校)
- ◎手紙、スマホの画面(住所、駅名や施設名など)

連絡先等の届出書について

連絡先等の届出書（以下「本届出書」といいます。）は、裁判所があなた宛てに文書等を送付したり、電話連絡をするために、送付先・電話番号を教えてください。申立書等とともに裁判所に必ず提出してください。

1 本届出書に非開示を希望する部分がある場合

本届出書に非開示を希望する部分がある場合には、「非開示の希望に関する届出書」を作成して、ステープラー（ホッチキス）でとめて一体として提出してください。

2 秘匿決定の申立てをしている場合

本届出書の書類送付場所の「秘匿事項届出書面と同じ」にチェックをしてください。

3 本届出書の送達場所の届出欄について

送達場所の届出は、家事事件手続法36条が準用する民事訴訟法104条に規定された送達場所を届け出るものです。裁判所が送付する書面のほとんどは、本届出書で届け出られた書類送付場所宛てに普通郵便で送りますが、審判、決定及び調書の謄本等については、特別送達郵便（配達員が対面で郵便物を渡し、受領印等をいただく方法）で送達する場合があります。

そのため、送達する場合の宛先となる住所を送達場所の届出欄に正確に記載してください。また、送達場所として届け出た場所で、ほかの方に書面を受け取ってもらいたい場合には、その方を「送達受取人」として届け出ることもできます。

届出送達場所宛てに裁判所が書面を送達し、不在や転居などの理由によりあなたや送達受取人が実際に受領しなかったときでも、その書面を受け取ったものとして扱われることがありますので、ご注意ください。

一度送達場所の届出をすると、審判・決定・調書等の送達先は、届出書に記載された場所に限定され、改めて届出書を提出しない限り他の場所に送達されませんので、ご注意ください。

○ 遺産分割審判・調停申立書 記入例

この申立書の写しは、法律の定めにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

受付印	<input checked="" type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	申立書
申立書を提出する裁判所 作成年月日	遺産分割	
収入印紙 円 予納郵便切手 円	(この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。) <div style="border: 1px solid blue; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center;">印紙</div> (貼った印紙に押印しないでください。)	

<input type="radio"/> 家庭裁判所 <input type="radio"/> 御中 令和 <input type="radio"/> 年 <input type="radio"/> 月 <input type="radio"/> 日	申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	乙野春子	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>
---	-----------------------------	------	---

添付書類 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 合計 <input type="radio"/> 通 <input checked="" type="checkbox"/> 住民票又は戸籍附票 合計 <input type="radio"/> 通 <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産評価証明書 合計 <input type="radio"/> 通 <input checked="" type="checkbox"/> 有価証券写し 合計 <input type="radio"/> 通	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) <input checked="" type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書 合計 <input type="radio"/> 通 <input checked="" type="checkbox"/> 預貯金通帳写し又は残高証明書 合計 <input type="radio"/> 通 <input type="checkbox"/>	準口頭
---	--	-----

当事者 別紙当事者目録記載のとおり	都道 府(県) <input type="radio"/> 市 <input type="radio"/> 町 <input type="radio"/> 番 <input type="radio"/> 号 コウヤマ タロウ 甲山太郎	平成 <input type="radio"/> 年 <input type="radio"/> 月 <input type="radio"/> 日死亡 令和 <input type="radio"/>
被相続人 最後の住所 フリガナ氏名		

申立ての趣旨
<input checked="" type="checkbox"/> 被相続人の遺産の全部の分割の (<input checked="" type="checkbox"/> 調停 / <input type="checkbox"/> 審判) を求める。 <input type="checkbox"/> 被相続人の遺産のうち、別紙遺産目録記載の次の遺産の分割の (<input type="checkbox"/> 調停 / <input type="checkbox"/> 審判) を求める。※1 【土地】 【建物】 【現金、預・貯金、株式等】

申立ての理由	
遺産の種類及び内容 特別受益 ※2 事前の遺産の一部分割 ※3 事前の預貯金債権の行使 ※4 申立ての動機	別紙遺産目録記載のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 不明 <input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 不明 <input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 不明 <input checked="" type="checkbox"/> 分割の方法が決まらない。 <input type="checkbox"/> 相続人の資格に争いがある。 <input type="checkbox"/> 遺産の範囲に争いがある。 <input type="checkbox"/> その他 (.....)

(注) 太枠の中だけ記入してください。□の部分は該当するものにチェックしてください。
 ※1 一部の分割を求める場合は、分割の対象とする各遺産目録記載の遺産の番号を記入してください。
 ※2 被相続人から生前に贈与を受けている等特別な利益を受けている者の有無を選択してください。「有」を選択した場合には、遺産目録のほかに、特別受益目録を作成の上、別紙として添付してください。
 ※3 この申立てまでにした被相続人の遺産の一部の分割の有無を選択してください。「有」を選択した場合には、遺産目録のほかに、分割済遺産目録を作成の上、別紙として添付してください。
 ※4 相続開始時からこの申立てまでに各共同相続人が民法909条の2に基づいて単独でした預貯金債権の行使の有無を選択してください。「有」を選択した場合には、遺産目録【現金、預・貯金、株式等】に記載されている当該預貯金債権の欄の備考欄に権利行使の内容を記入してください。
 遺産(1/)

○ 当事者目録 記入例

申立書の写しは相手方に送付されますので、あらかじめご了承ください。

この申立書の写しは、法律の定めにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

当事者目録

<input checked="" type="checkbox"/> 申立人 <input type="checkbox"/> 相手方	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 〇〇アパート〇号	() 方
	フリガナ 氏名	オツノ ハルコ 乙野 春子	大正 〇 年 〇 月 〇 日生 昭和 〇 年 〇 月 〇 日生 平成 〇 年 〇 月 〇 日生 令和 〇 年 〇 月 〇 日生 (〇〇 歳)
	被相続人との続柄	長女	
<input type="checkbox"/> 申立人 <input checked="" type="checkbox"/> 相手方	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇番〇号	() 方
	フリガナ 氏名	コウヤマ ハナコ 甲山 花子	大正 〇 年 〇 月 〇 日生 昭和 〇 年 〇 月 〇 日生 平成 〇 年 〇 月 〇 日生 令和 〇 年 〇 月 〇 日生 (〇〇 歳)
	被相続人との続柄	妻	
<input type="checkbox"/> 申立人 <input checked="" type="checkbox"/> 相手方	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇番〇号 〇〇ハイツ101	() 方
	フリガナ 氏名	コウヤマ ナツオ 甲山 夏夫	大正 〇 年 〇 月 〇 日生 昭和 〇 年 〇 月 〇 日生 平成 〇 年 〇 月 〇 日生 令和 〇 年 〇 月 〇 日生 (〇〇 歳)
	被相続人との続柄	長男	

申立人と相手方（申立人以外の共同相続人全員）の区別を明らかにした上、該当する当事者全員を記入してください。

裁判所から連絡をとれるように正確に記入してください。
ご不明な点があれば、申立書を提出される裁判所にお問い合わせください。

○ 特別受益目録 記入例

被相続人から生前に贈与を受けている等、特別な利益を得ている者がいる場合には、遺産目録のほかに、「特別受益目録」を作成してください。

生前贈与等の内容を端的に記載してください。

遺産目録 (特別受益目録, 分割済遺産目録)
【現金、預・貯金、株式等】

番号	品目	単位	数量 (金額)	備考
1	平成〇年〇月頃の自宅購入資金		5,000,000円	相手方甲山夏夫

生前贈与等を受けた相続人の氏名を記載してください。

○ 分割済遺産目録 記入例

この申立てまでに、被相続人の遺産の一部の分割をしている場合には、遺産目録のほかに、「分割済遺産目録」を作成してください。

遺産目録 (特別受益目録, 分割済遺産目録)
【建物】

番号	所在	家屋番号	種類	構造	床面積	備考
1	(区分所有建物) 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 〇〇ハイツ	101	居宅	鉄筋コンクリート造1階建	平方メートル 1階部分 65 00	相手方甲山花子が取得

遺産を取得した相続人の氏名を記載してください。

遺産目録の記載例

遺産目録に掲載すべき遺産のうち、以下の遺産については、記載例を作成し、記載方法を説明していますので、これらを参考にして、遺産目録を作成してください。

土地	記載例 1
借地権	記載例 2
建物	記載例 3
未登記建物	記載例 4
区分所有建物	記載例 5
現金	記載例 6
預・貯金	記載例 7
株式	記載例 8
投資信託	記載例 9
国債	記載例 10
出資金	記載例 11

記載例 1 (土地)

【土地】

番号	所 在	地 番	地 目	地 積	備 考
1	〇〇区〇〇1丁目	○ ○	宅地	平方メートル 200	建物1の敷地
2	〇〇県〇〇市〇〇1丁目	○ ○	畑 (現況宅地)	480 32 (現況) 493 86	被相続人持分 2/3、申立人 持分1/3

※ 土地1筆ごとに番号を付けてください。

※ 所在欄、地番欄、地目欄、地積欄は、**登記事項証明書の記載のとおり**に記載してください。

※ 地目、地積について、**現況**が登記事項証明書の記載と異なるときは、固定資産評価証明書等を参照しながら、現況をカッコ書きで記載してください。

(例) 地目欄：「(現況 宅地)」 地積欄：「(現況〇〇平方メートル)」

※ 備考欄には次の事項を記載してください。

- **土地上の建物も遺産である場合**は、遺産目録【建物】の番号とその敷地である旨の記載
(例) 「建物1の敷地」
- **土地の利用状況** (土地上の建物の所有者、賃貸の状況など)
(例) 「相手方E所有建物の敷地」 「貸駐車場」 「Eに賃貸」
- **共有の場合**は、被相続人の持分割合、他の共有者の氏名及び持分割合
(例) 「被相続人 2/3、A 1/3」
- **被相続人以外の者が登記名義人である場合や相続登記している場合**は、登記名義人の氏名、相続登記である旨、相続人の持分割合
(例) 「登記名義人A」 「相続登記 申立人 1/2 相手方 1/2」
(1/6)

記載例2 (借地権)

借地権も遺産となりますので、被相続人が土地を賃借して自宅を建てていたような場合などは、敷地の登記事項証明書及び賃貸借契約書を確認のうえ、遺産目録【土地】に借地権を記載してください。

【土地】

番号	所在	地番	地目	地積	備考
3	借地権 (借地の表示) 〇〇区〇〇1丁目	〇	〇	宅地 550 借地部分 378	32 45 建物2の敷地

※ 所在欄に「借地権」「(借地の表示)」と記載した上、登記事項証明書の記載のとおりに所在欄、地番欄、地目欄、地積欄を記載してください。

※ 借地部分が1筆の土地の一部である場合は、地積欄に、「借地部分」と記載した上で、借地面積（賃貸借契約書に記載されている面積等）を記載してください。

※ 備考欄には次の事項を記載してください。

- **土地上の建物について**、遺産目録【建物】の番号とその敷地である旨の記載
(例) 「建物1の敷地」
- **土地の利用状況** (土地上の建物の所有者、転貸の状況など)
(例) 「相手方E所有建物の敷地」「貸駐車場」「Eに転貸」

記載例3 (建物)

【建物】

番号	所在	家屋番号	種類	構造	床面積	備考
1	〇〇区〇〇1丁目1番地1	1番1	居宅	木造瓦葺平家建 (現況 2階建)	平方メートル 90 (現況) 2階部分 60	44 申立人居住 敷地は土地1
2	〇〇区〇〇1丁目1番地1	1番1	共同住宅	鉄骨造陸屋根 2階建	1階320 2階480	47 73 貸アパート 敷地利用権 は土地3の 借地権

※ 建物1棟ごとに番号を付けてください。

※ 所在欄、家屋番号欄、種類欄、構造欄、床面積欄は、登記事項証明書の記載のとおりに記載してください。

※ 構造、床面積について、**現況**が登記事項証明書の記載と異なるときは、固定資産評価証明書等を参照しながら、現況をカッコ書きで記載してください。

(例) 構造欄: 「(現況 2階建)」 床面積欄: 「(現況 〇〇平方メートル)」

※ 備考欄には次の事項を記載してください。

- **建物の敷地や借地権も遺産である場合**は、遺産目録【土地】の番号と敷地である旨の記載
(例) 「敷地は土地1、2」「敷地利用権は借地権3」

- 建物の敷地が相続人等の所有で敷地利用権について明示の契約がない場合等は**敷地の所有者名**
(例) 「敷地は相手方E所有」
- **建物の利用状況** (居住者の氏名、賃貸の状況など)
(例) 「相手方居住」、「Eに賃貸」
- **共有の場合**は、被相続人の持分割合、他の共有者の氏名及び持分割合
(例) 「被相続人 2/3、A 1/3」
- **被相続人以外の者が登記名義人である場合や相続登記している場合**は、登記名義人の氏名、相続登記である旨、相続人の持分割合
(例) 「登記名義人A」「相続登記 申立人 1/2 相手方 1/2」

記載例4 (未登記建物)

【建物】

番号	所在	家屋番号	種類	構造	床面積		備考
3	(未登記建物) 〇〇県〇〇市〇〇1丁目2-3		居宅	木造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建	32	46	敷地は相手方所有

※ 所在欄に「(未登記建物)」と記載した上で、**固定資産評価証明書の記載のとおり**に、所在欄、種類欄、構造欄、床面積欄を記載してください。固定資産評価証明書にも掲載されていない場合は、建築図面等に基づき、できるだけ正確に、所在欄、種類欄、構造欄、床面積欄を記載してください。

※ 備考欄の記載は、記載例3を参照してください。

記載例5 (区分所有建物)

【建物】

番号	所在	家屋番号	種類	構造	床面積		備考
4	(区分所有建物) 〇〇区〇〇1丁目1番地1 第一ハイツ	101	居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分 98	22	

※ マンションなどの区分所有建物の場合は、以下のとおり、登記事項証明書中の、次の各欄に記載されている事項を記載してください。

- 所在欄

「(区分所有建物)」と記載したうえ、「【表題部】**(一棟の建物の表示)**」に記載されている

所在と建物の名称

- 家屋番号欄

「【表題部】**(専有部分の建物の表示)**」に記載されている**建物の名称**

(家屋番号ではありませんので、よくご確認ください。)

- 種類欄

「【表題部】**(専有部分の建物の表示)**」に記載されている**種類**

- 構造欄

「【表題部】（専有部分の建物の表示）」に記載されている**構造**

- 床面積欄

「【表題部】（専有部分の建物の表示）」に記載されている**床面積**
（階数も必ず記載するようにしてください。）

☆ 「【表題部】（専有部分の建物の表示）」の下部に「【表題部】（敷地権の表示）」の記載がない場合は、区分所有建物についてなされた登記の効力が、その敷地の共有持分には及びません。この場合には、敷地の共有持分を、区分所有建物とは別個に遺産として目録に記載する必要がありますので、**敷地の登記事項証明書**を確認したうえ、敷地について、記載例1のとおり、遺産目録【土地】に記載し、その備考欄に「建物○の敷地」と記載し、さらに区分所有建物の備考欄にも「敷地は土地○」と記載してください。

記載例6（現金）

【現金、預・貯金、株式等】

番号	品目	単位	数量（金額）	備考
1	現金		424,534円	相手方E保管
2	現金（〇〇銀行預金払戻金）		1,250,000円	申立人保管

※ 品目欄に「現金」と記載してください。

※ 備考欄に、必ず**保管者**を記載してください。

※ 相続開始後に預金を払い戻すなどして現金化し、申立時点で保管している現金がある場合には、現金として記載したうえ、その取得状況をかっこ書きで明らかにしてください。

（例）「現金（〇〇銀行預金払戻金）」 「現金（〇〇還付金）」

記載例7（預・貯金）

【現金、預・貯金、株式等】

番号	品目	単位	数量（金額）	備考
3	〇〇銀行〇〇支店 定期預金 （口座番号〇〇〇-〇〇〇〇）		3,104,000円 （相続開始時）	通帳は相手方保管
4	ゆうちょ銀行 定額貯金 （預入日 平成15年8月1日） （記号番号〇〇〇-〇〇〇〇）		1,035,000円 （相続開始時）	通帳は申立人保管

※ 品目欄に、**銀行名**、**支店名**（ゆうちょ銀行の場合は不要です。）、**預金・貯金の種類**（普通預金や
 （4/6）

定期預金などの区別)、**口座番号又は記号番号**を、数量(金額)欄に残高を記載してください。

※ **定額貯金**は、旧郵便局取扱分も、銀行名をゆうちょ銀行とし、**預入日**をカッコ書きで記載してください。

※ 数量(金額)欄には、**いつの時点**の残高であるかがわかるように、金額の下に「相続開始時」や「平成〇年〇月〇日時点」などと記載してください。

※ 備考欄に、**通帳や証書の保管者**を記載してください。

(例) 「通帳は相手方E保管」「証書の保管者は不明」

※ 外貨預金も預金として記載してください。外貨建てMMFは投資信託として記載してください。

記載例8 (株式)

株式には、上場株式と非上場株式があります。上場株式とは、東京証券取引所などで取引が行われる株式で、新聞などで株価が確認できる株式です。上場株式以外のものは、すべて非上場株式となります。

【現金、預・貯金、株式等】

番号	品目	単位	数量(金額)	備考
5	〇〇株式会社 株式	49円	8,000株	〇〇証券会社〇〇支店扱い 相続開始日終値
6	株式会社△△ 株式	353円	300株	保振制度手続未了 平成〇年〇月〇日終値
7	××株式会社 株式 (代表取締役 申立人)		1,200株	株券は申立人保管

※ **上場株式**は、品目欄に、**株式会社名**と「**株式**」の記載、単位欄に、**1株当たりの株価(その株式の売買単位ではありませんので、ご注意ください。)**を記載し、数量(金額)欄に、株式数を記載してください。

※ 上場株式については、備考欄に次の事項を記載してください。

○ **取扱証券会社名と支店名**

(例) 「〇〇証券会社〇〇支店扱い」

○ 株券電子化以降に証券保管振替機構に対する預託手続がまだ行われていない場合

(例) 「**保振制度手続未了**」

○ 株価の基準時

(例) 「相続開始日終値」、「平成〇年〇月〇日終値」

※ **非上場株式**は、品目欄に**会社名**と「**株式**」のほか、**相続人やその親族が代表者の場合は**カッコ書きで**代表取締役の氏名等**の記載を、数量(金額)欄に株式数を記載してください。単価欄は記載する必要はありません

※ 相続人が株券を保管しているときは、その旨を備考欄に記載してください。

(例) 「株券は相手方E保管」

記載例 9 (投資信託)
【現金、預・貯金、株式等】

番号	品 目	単 位	数 量 (金 額)	備 考
8	(投資信託) 〇〇証券会社〇〇支店 MMF (契約番号 〇〇〇-〇〇〇〇)	1円	8,543口 (相続開始時)	

※ 品目欄に「(投資信託)」と記載した上、**取扱証券会社名と支店名、商品の名称、契約番号**を、単位欄に1口あたりの金額を、数量(金額)欄に口数を記載してください。

※ 数量(金額)欄には、**いつの時点**の口数であるかがわかるように、口数の下に、「相続開始時」「平成〇年〇月〇日時点」などと記載してください。

記載例 10 (国債)
【現金、預・貯金、株式等】

番号	品 目	単 位	数 量 (金 額)	備 考
9	(国債) △△銀行〇〇支店 利付国債10年第524回	額 面 10万円	4口 (相続開始時)	

※ 品目欄に「(国債)」と記載した上、**取扱金融機関名と支店名、国債の種類・発行回数**(たとえば、利付国債10年第〇〇回など)を記載し、単位欄に額面金額を、数量(金額)欄に口数を記載してください。

※ 数量(金額)欄に、**いつの時点**の口数であるかがわかるように、口数の下に、「相続開始時」「平成〇年〇月〇日時点」などと記載してください。

記載例 11 (出資金)
【現金、預・貯金、株式等】

番号	品 目	単 位	数 量 (金 額)	備 考
10	(出資金) 〇〇信用金庫〇〇支店	1万円	2口	

※ 品目欄に「(出資金)」と記載した上、出資先の**金融機関名**と**支店名**を記載し、単位欄に1口あたりの出資金額を、数量(金額)欄に出資口数を記載してください。

この申立書の写しは、法律の定めにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

受付印 収入印紙 円 予納郵便切手 円	遺産分割 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 申立書
	(この欄に申立て1件あたり収入印紙1, 200円分を貼ってください。)
	(貼った印紙に押印しないでください。)

家庭裁判所 御中 令和 年 月 日	申 立 人 (又は法定代理人など) の 記 名 押 印	印
-----------------------------	-----------------------------------	---

(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) <input type="checkbox"/> 戸籍(除籍・改製原戸籍) 謄本(全部事項証明書) 合計 通 <input type="checkbox"/> 住民票又は戸籍附票 合計 通 <input type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書 合計 通 <input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書 合計 通 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳写し又は残高証明書 合計 通 <input type="checkbox"/> 有価証券写し 合計 通 <input type="checkbox"/>	準 口 頭
---	-------

当 事 者	別紙当事者目録記載のとおり		
被 相 続 人	最 後 の 住 所	都 道 府 県	
	フリガナ 氏 名	平成 年 月 日死亡 令和	

申 立 て の 趣 旨
<input type="checkbox"/> 被相続人の遺産の全部の分割の (<input type="checkbox"/> 調停 / <input type="checkbox"/> 審判) を求める。 <input type="checkbox"/> 被相続人の遺産のうち、別紙遺産目録記載の次の遺産の分割の (<input type="checkbox"/> 調停 / <input type="checkbox"/> 審判) を求める。※1 【土地】 【建物】 【現金、預・貯金、株式等】

申 立 て の 理 由	
遺産の種類及び内容	別紙遺産目録記載のとおり
特 別 受 益 ※2	<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 不明
事前の遺産の一部分割 ※3	<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 不明
事前の預貯金債権の行使 ※4	<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 不明
申 立 て の 動 機	<input type="checkbox"/> 分割の方法が決まらない。 <input type="checkbox"/> 相続人の資格に争いがある。 <input type="checkbox"/> 遺産の範囲に争いがある。 <input type="checkbox"/> その他 (.....)

(注) 太枠の中だけ記入してください。□の部分は該当するものにチェックしてください。
 ※1 一部の分割を求める場合は、分割の対象とする各遺産目録記載の遺産の番号を記入してください。
 ※2 被相続人から生前に贈与を受けている等特別な利益を受けている者の有無を選択してください。「有」を選択した場合には、遺産目録のほかに、特別受益目録を作成の上、別紙として添付してください。
 ※3 この申立てまでに被相続人の遺産の一部の分割の有無を選択してください。「有」を選択した場合には、遺産目録のほかに、分割済遺産目録を作成の上、別紙として添付してください。
 ※4 相続開始時からこの申立てまでに各共同相続人が民法909条の2に基づいて単独でした預貯金債権の行使の有無を選択してください。「有」を選択した場合には、遺産目録【現金、預・貯金、株式等】に記載されている当該預貯金債権の欄の備考欄に権利行使の内容を記入してください。
 遺産(1/)

この申立書の写しは、法律の定めにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

当事者目録

<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 申相 立手 人方	住所	〒	—	(方)	
	フリガナ 氏名			大正 昭和 平成 令和	年	月	日生
	被相続人 との続柄					(歳)
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 申相 立手 人方	住所	〒	—	(方)	
	フリガナ 氏名			大正 昭和 平成 令和	年	月	日生
	被相続人 との続柄					(歳)
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 申相 立手 人方	住所	〒	—	(方)	
	フリガナ 氏名			大正 昭和 平成 令和	年	月	日生
	被相続人 との続柄					(歳)
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 申相 立手 人方	住所	〒	—	(方)	
	フリガナ 氏名			大正 昭和 平成 令和	年	月	日生
	被相続人 との続柄					(歳)
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 申相 立手 人方	住所	〒	—	(方)	
	フリガナ 氏名			大正 昭和 平成 令和	年	月	日生
	被相続人 との続柄					(歳)

(注) □の部分は該当するものにチェックしてください。

遺産(/)

この申立書の写しは、法律の定めにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

遺 産 目 録 (特別受益目録、 分割済遺産目録)

【土 地】

番号	所 在	地 番	地 目	地 積	備 考
		番		平方メートル	

(注) この目録を特別受益目録又は分割済遺産目録として使用する場合には、(特別受益目録又は 分割済遺産目録) の の部分をチェックしてください。また、備考欄には、特別受益目録として使用する場合は被相続人から生前に贈与を受けた相続人の氏名、分割済遺産目録として使用する場合は遺産を取得した相続人の氏名を記載してください。

遺産(/)

この申立書の写しは、法律の定めにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

遺 産 目 録 (特別受益目録、 分割済遺産目録)

【建 物】

番号	所 在	家 屋 番 号	種 類	構 造	床 面 積	備 考
					平方メートル	

(注) この目録を特別受益目録又は分割済遺産目録として使用する場合には、(特別受益目録又は 分割済遺産目録) の の部分をチェックしてください。また、備考欄には、特別受益目録として使用する場合は被相続人から生前に贈与を受けた相続人の氏名、分割済遺産目録として使用する場合は遺産を取得した相続人の氏名を記載してください。

この申立書の写しは、法律の定めにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

遺 産 目 録 (特別受益目録、 分割済遺産目録)

【現金、預・貯金、株式等】

番号	品 目	単 位	数 量 (金 額)	備 考

(注) この目録を特別受益目録又は分割済遺産目録として使用する場合には、(特別受益目録又は 分割済遺産目録) の の部分をチェックしてください。また、備考欄には、特別受益目録として使用する場合は被相続人から生前に贈与を受けた相続人の氏名、分割済遺産目録として使用する場合は遺産を取得した相続人の氏名を記載してください。

遺産 (/)

事情説明書 (遺産分割)

この書類は、申立ての内容に関する事項を記載していただくものです。あてはまる事項にチェックを付け(複数可)、必要事項を記入の上、申立書とともに提出してください。

なお、この書類は、相手方には送付しませんが、相手方から申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。

(代理人弁護士の方へ) 本書面は、申立人本人作成、代理人作成のいずれでもかまいません。申立書と重複した内容があっても、お手数ですが記載してください。

ふりがな

令和 年 月 日 申立人 _____

第1 遺産分割の前提となる問題についてお聞きします。

<p>1【遺言書】</p> <p>被相続人の遺言書 ありましたか？</p>	<p><input type="checkbox"/> 遺言書はなかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 公正証書による遺言書があった。</p> <p><input type="checkbox"/> 自筆証書による遺言書があった。 ⇒下記 ※へ</p> <p><input type="checkbox"/> 分からない。</p> <p>※ 裁判所による遺言書の検認は受けましたか？</p> <p><input type="checkbox"/> 検認を受けた。 (家庭裁判所 支部 平成・令和 年(家)第 号)</p> <p><input type="checkbox"/> まだ検認を受けていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 分からない。</p>
<p>2【遺産分割協議】</p> <p>相続人間で遺産分割 協議の話がまとまり ましたか？</p>	<p><input type="checkbox"/> 遺産分割の話合いがまとまった。 ⇒下記 ※へ</p> <p><input type="checkbox"/> 遺産分割を話し合ったがまとまらなかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 遺産分割について話し合っていない。</p> <p>※ 遺産分割協議書を作りましたか？</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>3【事前の遺産の一部 分割】</p> <p>この申立てまで に、被相続人の遺産 の一部のみを対象に して、分割をしたこ とがありますか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい。 ⇒下記 ※へ</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ。</p> <p>※ 分割の際にどのような書面を作りましたか？</p> <p><input type="checkbox"/> 裁判所の審判書又は調停調書 (事件番号 家庭裁判所 支部 平成・令和 年(家)第 号)</p> <p><input type="checkbox"/> 遺産分割協議書</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>
<p>4【事前の預貯金債権 の行使】</p> <p>この申立てまでに、 ※民法909条の2 に基づいて預貯金債 権を単独で行使した 相続人はいますか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい。 ⇒下記 ※へ</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ。</p> <p><input type="checkbox"/> 分からない。</p> <p>※ 権利行使の内容が分かる文書がありますか？</p> <p><input type="checkbox"/> はい。 (<input type="checkbox"/>金融機関発行の証明書等 <input type="checkbox"/>その他 ())</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ。</p>

5【相続人の範囲】 誰が相続人なのか明らかですか？	<input type="checkbox"/> 明らかである（申立書の当事者目録のとおりである。）。 <input type="checkbox"/> 明らかでない。 （その人の氏名 _____） （その人と被相続人との関係 _____） （明らかでない理由 _____）
6【相続人の判断能力】 相続人の中に、認知症や精神障害などで判断能力が問題になりそうな方はいますか？	<input type="checkbox"/> いない。 <input type="checkbox"/> いる。（相続人名 _____） ⇒下記 ※へ <input type="checkbox"/> 分からない。 ※ 家庭裁判所で後見人等を選任しましたか？ <input type="checkbox"/> 選任した。 （ _____ 家庭裁判所 _____ 支部 平成・令和 _____ 年(家)第 _____ 号） <input type="checkbox"/> 選任していない。
7【相続人の行方不明】 相続人の中に、行方不明の方はいますか？	<input type="checkbox"/> いない。 <input type="checkbox"/> いる。（相続人名 _____） ⇒下記 ※へ ※ 家庭裁判所で不在者財産管理人を選任しましたか？ <input type="checkbox"/> 選任した。 （ _____ 家庭裁判所 _____ 支部 平成・令和 _____ 年(家)第 _____ 号） <input type="checkbox"/> 選任していない。
8【遺産の範囲】 遺産かどうかはつきりしないものがありますか？	<input type="checkbox"/> 遺産目録のとおりである。 <input type="checkbox"/> 概ね遺産目録のとおりだが、他に遺産かもしれないものがある。 それは、次のものです。 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>
遺言書、遺産分割協議書、一部分割の審判書、一部分割の調停調書又は預貯金債権の単独行使の内容が分かる金融機関発行の証明書等をお持ちの方は、初めての期日の1週間前までに、その写しを家庭裁判所に提出して下さい。	

第2 被相続人についてお聞きします。	
1 被相続人の死亡原因と死亡までの状態（入院していたとか寝たきりであったなど）をお書きください。	死亡原因（ _____ ） _____ 年 _____ 月まで（ _____ ） _____ 年 _____ 月まで（ _____ ） <input type="checkbox"/> 分からない。
2 被相続人と同居していた相続人はいますか？	<input type="checkbox"/> いない。 <input type="checkbox"/> いる。（相続人 _____ 期間 _____ 年 _____ か月） <input type="checkbox"/> 分からない。
3 被相続人の身の回りの面倒を見ていた相続人はいますか？	<input type="checkbox"/> いない。 <input type="checkbox"/> いる。（相続人 _____ 期間 _____ 年 _____ か月） <input type="checkbox"/> 分からない。
4 被相続人はどのように生計を立てていましたか？	<input type="checkbox"/> 自己の収入で生計を立てていた。 <input type="checkbox"/> 相続人（ _____ ）が扶養していた。 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） <input type="checkbox"/> 分からない。

<p>5 被相続人の生前、同人から不動産や多額の金銭の贈与を受けた相続人はいますか？</p>	<p><input type="checkbox"/> いない。</p> <p><input type="checkbox"/> いる。 (相続人 内容)</p> <p><input type="checkbox"/> 分からない。</p>
<p>6 被相続人に債務がありますか？</p>	<p><input type="checkbox"/> ない。</p> <p><input type="checkbox"/> ある。 (内容 残債務額)</p> <p><input type="checkbox"/> 分からない。</p>

<p>第3 今回の申立についてお聞きます。</p>	
<p>1 調停を申し立てるまでのいきさつを教えてください。(該当するもの全てにチェックしてください。)</p>	<p><input type="checkbox"/> 遺産分割の話合いをした。 ⇒下記 ※へ</p> <p><input type="checkbox"/> 遺産分割の話合いをしなかった。 (理由)</p> <p>※ なぜ話合いがまとまらなかったと思いますか？ *複数回答可</p> <p><input type="checkbox"/> 【遺言書の有効性】を巡って争いになってしまったから。</p> <p><input type="checkbox"/> 【遺産分割協議書の有効性】を巡って争いになってしまったから。</p> <p><input type="checkbox"/> 【相続人の範囲】を巡って争いになってしまったから。</p> <p><input type="checkbox"/> 【遺産の範囲】を巡って争いになってしまったから。</p> <p><input type="checkbox"/> 感情的に対立してしまい、話にならなかったから。</p> <p><input type="checkbox"/> 話合いに応じなかったり、避けたりしている相続人がいるから。</p> <p><input type="checkbox"/> 被相続人の債務や税金・葬儀費用等の分担を巡って争いになってしまったから。</p> <p><input type="checkbox"/> 用途不明金など過去の管理状況を巡って争いになってしまったから。</p> <p><input type="checkbox"/> 遺産を独占しようとしたり、法定相続分を超える遺産を取得しようとしたりする相続人がいたから。</p> <p><input type="checkbox"/> 代償金をいくら払うかで揉めたから。</p> <p><input type="checkbox"/> 誰が何を取得するかで揉めたから。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 分からない。</p>
<p>2 意見を同じくするグループはありますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 分からない。</p> <p><input type="checkbox"/> (さん)、(さん)、(さん)</p>
<p>3 【この欄は、申立ての趣旨が一部分割申立ての場合に記入してください。】</p> <p>遺産の一部の分割を求める理由をお書きください。</p>	<p>【理由】</p> <div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div>

令和 年 (家) 第 号

連絡先等の届出書

令和 年 月 日

申立人 相手方 (氏名)

㊟

標記の事件について、連絡先等として、次のとおり届出をします。

※あてはまる項目の□にレ点をつけてください。

書類送付場所	<input type="checkbox"/> 申立書記載の住所 <input type="checkbox"/> 秘匿事項届出書面と同じ <input type="checkbox"/> 次の場所です。 〒 _____ (部屋番号や〇〇様方等も正確に記入してください。) ----- 場所と本人との関係： <input type="checkbox"/> 住居所 <input type="checkbox"/> 就業先 (勤務先) <input type="checkbox"/> その他 (_____)
連絡先電話番号 (平日昼間に連絡がつく電話番号)	<input type="checkbox"/> 携帯電話番号 _____ (_____) <input type="checkbox"/> 固定電話番号 (<input type="checkbox"/> 自宅 / <input type="checkbox"/> 勤務先) _____ (_____) <input type="checkbox"/> どちらに連絡があってもよい。 <input type="checkbox"/> できる限り、 <input type="checkbox"/> 携帯電話 への連絡を希望する。 <input type="checkbox"/> 固定電話
送達場所の届出	<input type="checkbox"/> 上記の書類送付場所と同じです。 <input type="checkbox"/> 次の場所です (日本国内に限る。)。 〒 _____ (部屋番号や〇〇様方等も正確に記入してください。) ----- 場所と本人との関係： <input type="checkbox"/> 住居所 <input type="checkbox"/> 就業先 (勤務先) 送達受取人 (氏名 _____)

令和 年 (家)第 号

進行に関する照会回答書 (申立人(遺産分割)用)

この書面は、調停を進めるための参考にするものです。あてはまる事項にチェックを付け(複数可)、空欄には具体的な事情等を記入して、申立ての際に提出してください。

令和 年 月 日 申立人 _____

<p>1 相続人の中に、裁判所に出頭しないと思われる方はいますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> いない。 <input type="checkbox"/> いる。(相続人名 _____)</p> <p>※「(出頭しないと思われる方が)いる。」という方にお聞きします。それはなぜですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 話を拒否しているから。 <input type="checkbox"/> 遠方に住んでいるから。 <input type="checkbox"/> 高齢であったり、健康上の問題があるから。 <input type="checkbox"/> 相続分を放棄したいと希望しているから。 <input type="checkbox"/> その他 (_____)</p> <p><input type="checkbox"/> わからない。</p>
<p>2 相続人の中に代理人弁護士が就いている方はいますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> いない。 <input type="checkbox"/> いる。(相続人名 _____ 弁護士名 _____ 電話 _____)</p> <p><input type="checkbox"/> わからない。</p>
<p>3 相続人の中に、裁判所で暴力を振るうおそれがある方はいますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> いない。 <input type="checkbox"/> いる。(相続人名 _____)</p> <p>※「(暴力を振るうおそれがある方が)いる。」という方にお聞きします。裁判所に配慮してほしいことがありますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 特にない。 <input type="checkbox"/> 同席はしたくない。 <input type="checkbox"/> 調停の待合室に配慮してほしい。 <input type="checkbox"/> 調停の日時に配慮してほしい。</p> <p><input type="checkbox"/> わからない。</p>
<p>4 調停期日のご希望等についてお聞きします。</p> <p>※ 調停は平日の午前または午後に行われます。 ※ 必ずしもご希望に添えるものではありません。</p>	<p><input type="checkbox"/> いつでもよい <input type="checkbox"/> ご希望日 曜日 午前・午後 <input type="checkbox"/> ご都合の悪い日 曜日 午前・午後 (現時点で出席できないことが判明している日→)</p>
<p>5 当事者双方の立会いのもとで、裁判所から調停手続に関する説明をすることにつき、支障があれば、具体的な事情を記入してください。</p>	
<p>6 3のほか、裁判所に配慮を求めることがあれば、その内容をお書きください。</p>	

- ◇ この申出書は、裁判所に提出する書面の中に、非開示を希望する書面があるときだけ、コピーして使用してください。使用する必要がなければ、手元で保管してください。
- ◇ 関係のない第三者に書面を見られることはありませんから、この申出書は不要です。

令和_____年（家_____）第_____号

非開示の希望に関する申出書

令和_____年_____月_____日

（ 申立人 ・ 相手方 ・ 代理人 ・ _____ ）

氏 名 _____ ⑩

1 別添の書面の（ マーカーで色付けした部分 、 全部 ）については、**非開示とすることを希望します。**

- ※ 非開示を希望する書面ごとにこの申出書を作成し、この申出書の下にその書面を付けて、ステープラー（ホチキスなど）で留めて一体として提出してください。
- ※ 非開示を希望する部分は、マーカーを引くなどして特定してください。
- ※ 非開示を希望しても、裁判官の判断により開示される場合があります。

2 非開示を希望する理由は、以下のとおりです。

- ※ 当てはまる理由に✓を入れ、カッコ内に具体的に記入してください（複数選択可）。
 - 事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがある。
（理由： _____ ）
 - 当事者や第三者の私生活・業務の平穏を害するおそれがある。
（理由： _____ ）
 - 当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがある。
（理由： _____ ）
 - 当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者の名誉を著しく害するおそれがある。
（理由： _____ ）
 - その他（具体的な理由を書いてください。）

この申出書をFAXで提出することはできません。

非開示を希望する書面と一緒に綴じて、裁判所に持参又は郵送してください。

↑
ステープラー（ホチキスなど）で綴じてください。
↓